

平成二十三年国土交通省令第十三号

土地利用履歴調査作業規程準則

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三
条第二項の規定に基づき、土地利用履歴調査作
業規程準則を次のように定める。

（目的）

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十
号）第二条第二項の規定による土地分類調査の
基準の設定のための調査のうち、過去の土地の
利用状況についての調査（以下「土地利用履歴
調査」という。）に関する作業規程の準則は、
この省令の定めるところによる。

（土地利用履歴調査の内容）

第二条 土地利用履歴調査においては、土地の利
用の可能性を把握するために参考となるべき過
去の土地の利用状況を明らかにするための調査
を行い、その結果を土地利用履歴調査図及び土
地利用履歴説明書に作成するものとする。

（土地利用履歴分類図の作成）

第三条 土地利用履歴分類図は、明治四十三年か
ら大正八年までに作成された縮尺五万分の一の
地形図及び昭和三十五年から昭和四十四年ま
でに作成された縮尺五万分の一の地形図に基
づき、過去の土地の利用状況を分類し、その分
布界線を当該地形図の上に表示したのち、これ
を最新の縮尺五万分の一の地形図に転記して作
成するものとする。

2 過去の土地の利用状況は、田、畑、宅地、池
沼、山林、原野、公衆用道路及びその他の用地
に分類するものとする。

（土地利用履歴分類図の表示の方法）

第四条 土地利用履歴分類図における過去の土地
の利用状況の表示は、別表第一に定める方法に
よるものとする。

（土地利用履歴分類図の接合）

第五条 土地利用履歴分類図は、隣接する土地利
用履歴分類図が既に作成されている場合であ
つて、かつ、当該隣接する土地利用履歴分類図の
作成に用いた地形図と同時期の地形図を用いて
作成する場合には、当該隣接する土地利用履歴
分類図と接合するように調製するものとする。

（土地利用履歴説明書の作成）

第六条 土地利用履歴説明書は、土地利用履歴分
類図の利用を容易にするため、別表第二に定め
るところに従い、土地利用履歴分類図に図示で
きない事項を記入して作成するものとする。

別表第一

区分	彩色
田	黄緑
畑	黄
宅地	桃
池沼	青
山林	緑
原野	薄茶
公衆用道路	薄紫
その他の用地	紫
備考	彩色する区域の境界は、灰色の幅0.05 ミリメートルの実線で表示するものとする。

別表第二

記載すべき事項	記載すべき内容
一 使用した地形図	使用した地形図の作成時期 及びその選定理由
二 過去の土地の利 用状況の概要等	使用した地形図の作成時期 における土地の利用状況の 概要及び当該土地の利用状 況の現在までの変化の概要
三 過去の土地の利 用状況別面積表	土地の利用状況別の面積
四 使用した参考文 献又は資料名	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。